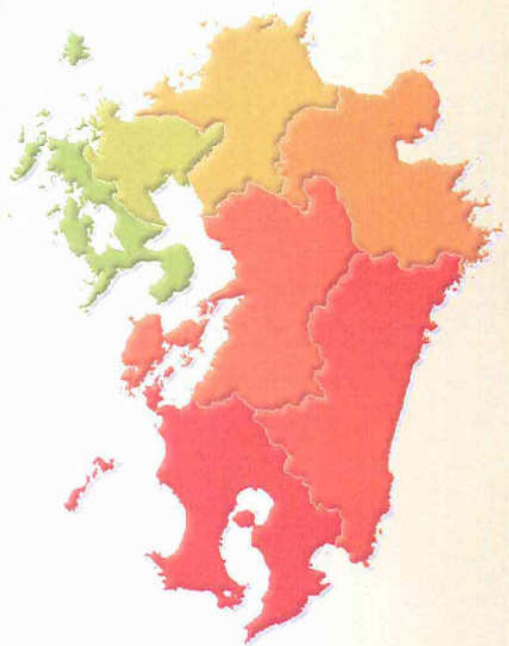




九遊商 ニュース No.4



日工組の「広域回収」システムがスタートします

遊技機の回収に当たって、九遊商をはじめとする全商協各地区遊商が平成10年から「広域再生利用指定産業廃棄物処理者」として指定されていた制度は、平成15年の法改正によって「認定制度」に変更されました。しかし、その後の環境省による「この制度は製造業者のための制度である」という指導を受け、日工組が「認定」を受けるべく申請を行っていました。そして、昨年12月9日付けで日工組が認定を受けることになり、今年の4月5日から運用が開始されることになりました。日工組は、この制度による回収を「広域回収」と呼ぶことにしています。

何が変わるの？

これまでの使用済み遊技機の廃棄処分は、ホールが指定する産廃処理業者に依頼した場合を除けば、九遊商組合員が発行する、いわゆる「青伝票」か、日工組の回収システム

により新台納入時にメーカーから新台の台数分送られてくる「赤い回収シール」をつけての廃棄処分がほとんどだったと思います。4月5日からスタートする「広域回収」システムでは「青伝票」や「赤い回収シール」は使用できなくなり、代わりにホールの皆さんは「橙

色の回収シール」を貼って排出していただくこととなります。

面倒な手続きは不要

このシールは、メーカーが「九州遊技機器運送組合」加盟の運送会社に預けていますので、面倒な手続きは不要で、運送会社に廃棄の依頼をすれば結構です。このときの廃棄処分の代金や運賃は日工組のメーカーが負担することになっており、ホールには一切費用はかかりません。但し、この「広域回収」は、日工組加盟のメーカーのぱちんこ、パチスロ、パロット（以下「遊技機」という）に限られており、日工組非加盟メー

カーの遊技機を回収することはできませんので注意してください。また、伝票番号により排出した使用済み遊技機の処理状況をホームページで確認することができます。

不正防止の観点からも重要

使用済み遊技機の回収は、不正防止の観点からも重要な問題で、例えば闇スロや闇パチは、使用済み遊技機が適正に廃棄されないことによる問題でもあります。環境・リサイクルという問題に加えて、使用済み遊技機の不正使用を根絶するためにも、この「広域回収」システムによる



使用する帳票1…回収台管理票（シール）

遊技機の種類 排出者	ぱちんこ・パロット・パチスロ
ホール	(1) 橙色管理票（広域回収と下取り回収）
販社	(2) 青色管理票（広域回収のみ）

環境大臣から認定を受けた製造業者が、複数の都道府県にまたがって使用済み製品の回収及びリサイクル

「広域認定制度」とは

適正な排出に協力していただくことをお願いします。

(1) ホールからの回収用（広域・下取り回収）

(2) 販社からの回収用（広域回収のみ）



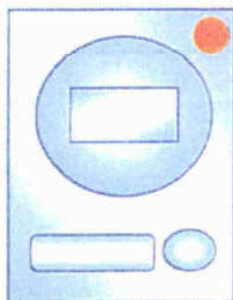
特徴

- ① 広域的に産業廃棄物を回収できます。
- ② 各都道府県の産業廃棄物収集運搬業の許可が不要となる

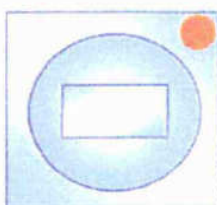
クルを実施する際、地方公共団体毎の許可を不要とする特例制度です。

■回収台管理票（シール）は下図のように、排出台の正面右上部に貼付します。

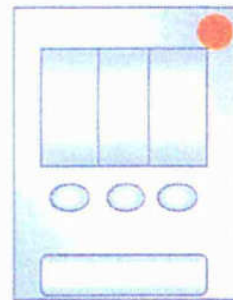
(1) ホールからの回収台（広域・下取り回収）



ぱちんこ本体



ぱちんこ盤

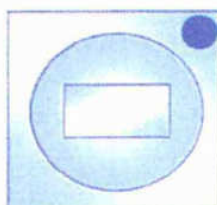


パチスロ本体

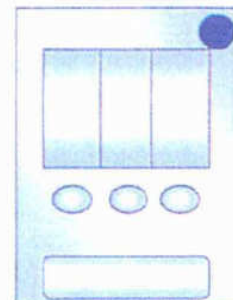
(2) 販社からの回収台（広域回収のみ）



ぱちんこ本体



ぱちんこ盤



パチスロ本体

③ 排出業者は各業者と個別に収集

運搬及び処理の契約を締結する必要があります。